

議事日程第3号

令和5年6月21日(水)

第1 市政一般に対する質問

古 仲 清 尚

蓬 田 司

田 井 博 之

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	清水幸子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原広二	副 市 長	佐藤博
教 育 長	鈴木雅彦	総務企画部長	鈴木健

地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公	市民福祉部長	佐 藤 孝 悦
観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博	エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉 本 一 也
産業建設部長	湊 智 志	建設技監	佐 藤 透
企業局長	田 村 力	企画政策課長	高 桑 淳
総務課長	平 塚 敦 子	財政課長	天 野 秀 一
福祉課長	北 嶋 三 世	観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 併任)
農林水産課長	夏 井 大 助	建設課長	三 浦 昇
病院事務局長	原 田 徹	会計管理者	湊 留美子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学校教育課長	笹 浏 美 穂
選管事務局長	(総務課長併任)	監査事務局長	目 黒 一 人
農委事務局長	船 木 聖 徳	企業局管理課長	畠 山 隆 之
ガス上下水道課長	薄 田 修 一		

午前 9時59分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

2番古仲清尚議員の発言を許します。なお、古仲清尚議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。2番古仲清尚議員

【2番 古仲清尚議員 登壇】

○2番（古仲清尚議員） 皆様、おはようございます。会派明政会の古仲清尚でございます。

通告に基づきまして、大要4点について質問いたします。

まず、大要1点目は、市民生活における幸福度及び満足度等についてであります。

令和2年1月15日、新型コロナウイルスにおける国内初の感染者が確認されてから約3年半がたとうとしております。新型コロナウイルス感染症は、未曾有の災禍として社会全体に計り知れない大きな影響を及ぼしました。市民の日常生活において、多様な変化が生じたことはもとより、社会とのつながり、雇用などの経済面、健康面や精神面、孤独や孤立など、同感染症の終息が見えてきた現在においても、多岐にわたる影響が懸念されています。本年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、それまでの2類相当から、インフルエンザウイルスなどと同じ5類へと移行されたことに伴い、社会経済活動の正常化、活発化に向けた動きも感じられるようになりました。今後、コロナ禍からの脱却及び払拭に向かい、市民一人一人が生きがいを感じながら、生活の満足度や生活の質を維持し、そして高めていける社会づくりが求められています。

そうした社会づくりに向かうためにも、コロナ禍で疲弊感が残る社会の中で、現状において市民がどのような思いを抱いているのかを、行政としていま一度感じ取るこ

とも肝要ではないでしょうか。

市民それぞれの思いや考えを示す代表的な手法としては、これまでも社会調査が活用されてきました。現在、国が携わっている社会調査による統計は、国勢調査、家計調査、消費者物価指数調査など30種類を超えており、都道府県及び基礎自治体においても、地域の実情に応じた社会調査が行われています。前述した様々な課題解決に向かうアプローチの一端としては、市民が現在の日常において、どれだけ幸せを感じているかを測る指標である幸福度指標を作成し、社会調査に盛り込むことが適していると考えられます。

幸福度指標とは、幸福度を具体的に可視化可能にするために各種指標で表したもので、個人の幸福を他の地域や時系列など様々な要素によって比較可能にした物差しであり、個人がどのような思いで暮らしているのかに注目することにあります。

代表的、先進的な取組としては、平成22年、日本が国際的動向の中にあって主観的幸福感が低いという、主観的幸福をめぐる課題を克服するため、国の成長戦略の中に幸福度指標が盛り込まれ、以降、内閣府において研究が行われてきたものであります。また、基礎自治体としては、東京都荒川区が区独自の幸福度指標「グロスアラカワハピネス」を策定し、平成25年度から荒川区民総幸福度調査が実施されております。

本市においても、心身が健康で幸福な状態を示す「Well-Being」の概念を含めた多様な側面に焦点を当て、市独自の幸福度指標の作成から調査、そしてその結果を分析し、市政に適宜反映させることにより、市民の幸福実感向上に向け、よりよい市政運営につなげていくことが重要ではないでしょうか。

以上を背景とし、質問いたします。

一つとして、幸福度調査など、市民生活における幸福度及び満足度を測る社会調査を実施し、市民の幸福実感が向上するよう、よりよい市政運営につなげていくべきではないでしょうか。

二つとして、市で実施している各種社会調査における行政施策等への反映・活用及び更新の実際について、それぞれ市の見解をお伺いいたします。

次に、大要2点目は、自転車の安全な利用環境整備推進に向けてであります。

本市の自転車活用推進におきましては、これまでも自転車を活用した交流人口の増

加及び地域活性化を図ることを目的として、スポーツツーリズムの推進が掲げられてまいりました。秋田を代表する自転車イベントであります「グレイトアース・あきた男鹿半島なまはげライド」では、全国から自転車愛好家が集い、年々認知度も広がりを見せており、今年度は、元F1ドライバーの片山右京氏がチェアマンを務める、JCL、ジャパンサイクルリーグと連携しての開催予定と伺っており、さらなる盛り上がりが見込まれているところであります。

自転車活用推進法第4条の規定では、地方公共団体は、自転車による交通の役割拡大や、交通の安全確保を図るなどの基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。第2項、地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めると示されております。

自転車の安全な利用環境整備については、平成24年11月、国土交通省及び警察庁が共同で、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを策定し、自転車は車道通行が原則との観点から、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間設計の考え方を取りまとめ、自治体が安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するため、自転車ネットワーク計画の策定促進が図られてきました。その後、平成28年7月、同ガイドラインが改定され、車道の左側端に自転車が通行すべき位置を明確に路面表示し、同じ車線内で自転車と自動車が共存を図る形態を指す車道混在とする場合の青色の矢羽根型サインや、白色の人型図記号であるピクトグラムが標準仕様化されるなど、新たな交通安全環境も示されています。

一方で、警察庁の調べでは、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っており、また、自転車乗用中の交通事故において、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて、平成30年から令和4年までの5年間の合計で、約2.1倍高くなっていることが示されています。

国では、自転車のさらなる安全な利用促進に向けて、道路交通法一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者においてヘルメット着用が努力義務化されました。秋田県においても、令和3年8月1日に「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、これまで自転車損害賠償責任保険等への加入義務化及びヘルメット着用努力への理解等が促されてきました。

本市においては、令和4年度、自転車の安全な利用環境整備の方向性も含め、自転車活用にかかる包括的な指針等を取りまとめた男鹿版自転車活用推進計画が策定され、活用推進が図られているところであります。

そこで、自転車の安全利用環境整備については、自転車用ヘルメット着用の努力義務化に伴い、交通安全教室等の機会を通じ、自転車利用における交通規則等の周知・理解の促進が重要であると考えます。例えば、前述の交通安全教室等の受講修了者に対し、男鹿市オリジナルのヘルメットを支給、あるいは購入助成を実施するなど、あくまでも交通安全への意識高揚を図るきっかけを通じ、市独自の交通安全施策の推進を図ることも有益ではないでしょうか。

安全な道路環境整備については、荒れた路面ではパンクや転倒など危険へのリスクが高まることから、安全に走行可能な舗装が施されることが望まれます。また、前述の矢羽根型サインやピクトグラムなどが自動車のドライバーや歩行者等に対し交通表記としてしっかりと理解が図られていることが必要ですが、その周知についての実際はいかがでしょうか。

自転車自賠責保険につきましては、自動車の車検時のように自賠責保険証を提示する必要等もないため、行政としても同保険加入の必要性や重要性について、さらなる広報・周知が肝要と考えます。

また、自動車や歩行者など道路交通に関わる全ての方が、改めて自転車の交通ルールや動線などを相互に理解していただくことも重要ではないでしょうか。

以上を背景とし、質問いたします。

一つとして、自転車用ヘルメット着用の努力義務化に伴う、市独自の交通安全諸施策推進に向けて。

二つとして、道路環境整備の推進に向けて。

三つとして、自転車損害賠償責任保険等への加入促進の実際について、それぞれ市の見解をお伺いいたします。

次に、大要3点目、児童虐待防止に係る児童福祉施策の現状と対応についてであります。

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律、児童虐待防止法第2条において規定する、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する保護者、その

監護する児童について行う虐待行為で、一つとして、子どもの身体に外傷として表れる暴力行為である身体的虐待、二つとして、言葉による脅し、無視、人格否定など著しい心理的外傷を与える心理的虐待、三つとして、性的暴力など、児童にわいせつな行為をすること、あるいはさせることなどの性的虐待、四つとして、児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、無関心など、保護者として必要な注意や監護を著しく怠ることを意味するネグレクトの大別4行為を総称した名称であります。

厚生労働省の令和3年度児童虐待相談対応件数によりますと、子どもが親などから虐待を受けたとして児童相談所が相談を受けた対応件数は20万7,659件で、前年度より2,615件、1.3パーセント増え、過去最多を更新しております。

全国的に児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加している昨今、秋田県の児童虐待相談対応件数においても、平成26年度の285件から令和2年度では651件と倍増しています。本市においては、児童虐待の実数は公表されていないものの、家庭児童相談の状況が平成29年度以降は増加しています。

秋田県児童相談所の相談内容割合を見ますと、心理的虐待が5割を超え、最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっています。

そうした子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等が一部改正されました。全ての子どもは児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

本市の児童福祉施策では、「児童虐待の早期発見と早期対応に努める」とうたわれていますが、その実際についてはいかがでしょうか。

そして、秋田県内においても人口減少、少子高齢化が著しい本市において、国が掲げる異次元の少子化対策、本市が標榜する日本一の子育て環境を見据え、児童の健全な育成環境の構築は重要な課題であります。以上を背景とし、質問いたします。

児童虐待の現状と児童福祉施策における支援体制及び環境整備構築に向けて、市の見解をお伺いいたします。

次に、大要4点目、受動喫煙防止対応についてであります。

望まない受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進することを目的

とした健康増進法の一部改正により、平成31年1月から段階的に取組が進められており、令和2年4月からは原則として敷地内禁煙、あるいは屋内禁煙の措置が設けられました。

秋田県では、他県に比べ喫煙率が高いこと、がん死亡率が高いことなどから、望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現を目指すことなどを目的とした「秋田県受動喫煙防止条例」の制定に加え、「あきた受動喫煙ゼロ推進キャンペーン」を推進し、国の施策より一層厳格な措置が講じられているところです。

男鹿市におきましても同法律改正に伴い、「男鹿市公共施設における受動喫煙対策の基本方針」に沿って対応が図られてきた経緯があります。

受動喫煙防止対応については、様々な考え方があろうかと思いますが、法律では効果的な受動喫煙防止として、分煙措置を図ることがうたわれております。

令和2年度税制改正大綱における総務省事務連絡「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」の中では、「受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」と記載されています。法律改正から3年、本市におきましても市たばこ税、葉たばこ生産額の減少推移における現状等も踏まえ、適宜、葉たばこ生産者及び非喫煙者と喫煙者との共生を図る対応が必要ではないでしょうか。以上を背景とし、質問いたします。

一つとして、市たばこ税、葉たばこ生産額の減少推移における現状も踏まえ、市の基本指針について、市民、たばこ生産者及び喫煙者等とコンセンサスを得られているか。

二つとして、総務省事務連絡「地方たばこ税の活用を含めた地方公共団体による積極的な屋外分煙施設等の整備促進」における市の解釈及び対応の実際について、それぞれ市の見解をお伺いいたします。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

古仲議員の御質問にお答えします。



御質問の第1点は、市民生活における幸福度及び満足度等についてであります。

まず、幸福度、満足度調査の実施についてであります。

市では、男鹿市総合計画のまちづくりの基本理念で述べているとおり、市民と行政が互いに力を合わせ、豊かで住みよい地域共同社会の実現を目指し、地場産業の活性化や子育て環境の整備、健康寿命の延伸など、市民が幸せを実感できるよう、各般にわたる施策事業を推進しております。

また、職員有志が作成した「なまはげの里フィロソフィ」では、「利他の精神」を根底において、指針の一つに「市民の幸福が我々の使命」を掲げ、市職員が一丸となって市民の幸福と市の発展を目指しております。

議員御提案の幸福度、満足度調査については、これまで直接的に幸福度という視点で行ったことはありませんが、市では5年に1度、総合計画策定の前年度に市民満足度に関する意識調査を実施しております。

一方、最近では、議員から御紹介のあった東京都荒川区のように、住民一人一人の幸福実感度、Well-beingの向上を目指すための指標を設定している自治体もあります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大と相前後して、既存のGDP、国内総生産では捉えきれない精神的な豊かさを測るGDW、日本語で国内総充実と訳される指標についても、注目されるようになってきております。

こうした手法については、現在のところ、幸福実感度を測る指標を用いて、どのように課題を掘り下げ、施策の改善・立案に結び付けるかといったノウハウの蓄積が十分ではないと考えておりますが、率直に、よりよい市政運営を測る一つの指標として、次期総合計画策定の際の市民意識調査に合わせ、実施することを検討してまいります。

次に、各種社会調査の行政施策等への反映・活用についてであります。

市では、各種計画の策定や施策事業の立案に当たり、アンケート調査を実施したり、協議会等を設置し、各界各層から様々な意見をいただきながら、広く市民の思いが市政に反映されるよう心掛けております。

現在、子育てに係る経済的負担の軽減など、日本一の子育て環境を目指した取組を進めておりますが、これも昨年11月に実施した「子ども・子育て支援に関するアン

ケート調査」で、子育て世帯への経済的支援の充実を望む声が多いという調査結果に基づいたものであります。

このように、市で実施する各種社会調査等が、施策の方向性や実施内容に反映され、よりよい市政運営につながるという認識については、議員と全く同じであります。

市といたしましては、市民の幸福度や満足度、市民の意見や要望等を分かりやすく把握できる調査項目を研究しながら、効果的な調査に努めてまいります。

御質問の第2点は、自転車の安全な利用環境整備推進についてであります。

初めに、交通安全諸施策の推進についてであります。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、ヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、県では、自転車の安全運転に係る基本的な事項や自転車損害賠償責任保険等の加入と併せ、チラシなどで普及啓発に努めているところであります。

本市では、男鹿警察署が中心となって、昨年度は、自転車交通安全教室を小・中学校で6回開催したほか、高齢者を対象とした講話などを通じて、市民に対して自転車の安全で適正な利用について啓発を行っております。

自転車乗車中の交通事故により亡くなった方の約6割が頭部を損傷していること、ヘルメットを着用していない場合の致死率が2.1倍も高くなっていることからみても、着用の重要性は高いと認識しておりますが、努力義務として制度が導入されて間もないこともあり、支給または購入への助成策を講ずるよりも、まずは、その必要性について理解を深めることが大切と考えております。

このため、自転車販売店等と一緒にヘルメット着用のキャンペーンを展開するなど、より効果の高い方策を検討し、自転車における交通安全の普及啓発に努める考えであります。

また、今年度から「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」の理事に就任しましたので、観光振興やSDGs、さらには健康づくりの観点からも、これまで以上に自転車利用の推進に力を入れてまいりたいと思います。

次に、道路環境整備についてであります。

まず、議員からの御提案を踏まえ、本市では、幅広い世代が自転車を便利で快適に

利用できる道路環境を目指し、昨年度、「男鹿市自転車活用推進計画」を策定したところでもあります。

計画では、市内全域を対象に自転車道路網を設定し、今年度から船川市街地の旧男鹿駅前からオガーレの区間を皮切りに、順次、自転車通行空間の整備を進める予定としております。

全体整備につきましては、道路用地の制約や整備に多額の費用を要するなどの課題があることから、当面、矢羽根サインやピクトグラム等の路面標示により、車道混在での整備を進めてまいりますが、その際には、道路の路面状況を確認し、舗装補修などの対応を行ってまいります。

また、県でも、県道男鹿半島線の船川地区から加茂青砂方面の整備を実施しており、引き続き、県や警察と連携しながら、自転車通行空間の整備に努めてまいります。

次に、自転車損害賠償責任保険等への加入促進についてであります。これについては、秋田県自転車条例の制定に伴い、令和4年4月から義務化されており、本市でも広報「おが」等で普及・啓発に努めております。

保険の加入状況について、市内中学校の通学で利用する自転車においては、学校で保険加入を利用の条件としていることから、利用する全生徒の加入を確認しておりますが、一般の方々の自転車に関しては、所有者が個別に保険加入するものであることや、市全体の自転車保有台数も明らかでないことから、市では把握できておりません。

乗車中の転倒事故に限らず、自転車と車、自転車と歩行者、自転車同士の事故なども、しばしばニュースで取り上げられており、自転車走行時は命に関わる重大な事故と隣り合わせにあることを、地域全体で共有しながら、万一の事故に備えた保険加入を各種媒体を通じて呼びかけてまいります。

御質問の第3点は、児童虐待防止施策の現状と対応についてであります。

まず、本市における児童虐待の現状であります。令和4年度の児童虐待の対応件数は31件で、前年度と比較しますと10件増え、年々増加傾向にあります。

この件数の中には、虐待が認定された児童や家庭への対応のほか、経済的な問題や育児不安、家庭内の不和など、虐待につながるハイリスク要因を抱えた家庭や保護者

への支援、児童の見守りを継続的に実施しているケースなども含まれております。

こうした事案にいち早く対応するため、本市においては、妊婦検診やネウボラでの支援、家庭相談室や学校・保育園での保護者や児童との関わりのほか、児童相談所や警察署等の関係機関との連携、広報等による市民への啓発活動などにより広く情報を求め、虐待されている児童を早期に発見し、児童の速やかな安全確保に努めております。

また、同様にハイリスク要因を抱えた家庭の早期把握に努め、継続的な支援を行うことで虐待の未然防止を図っております。

次に、児童虐待の対応における支援体制についてであります。市では、児童福祉法に基づき、児童相談所や警察署、保育園や学校等の関係機関から構成される「男鹿市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、全てのケースの対応方針をこの協議会で話し合い、関係機関が役割分担と連携の下、児童の保護や保護者への支援、児童の見守り等に当たっております。

また、御承知のとおり、子育て世帯に対する支援体制を強化するため、令和4年に児童福祉法が改正され、令和6年度からは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一元的・包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされております。

子育て環境日本一を目指す本市におきましても、これまでの支援体制をより一層強化すべく、母子保健の拠点であるネウボラと児童虐待防止等の児童福祉の機能を統合した「こども家庭センター」の早期設置に向けて、組織体制の在り方や、センターへの配属が必要とされる社会福祉士や保健師等の人材確保などについて、検討を急いでおります。

御質問の第4点は、受動喫煙防止対応についてであります。

まず、市の受動喫煙対策の基本方針に対するコンセンサスについてであります。

健康意識の高まりや喫煙規制の強化、たばこ税の増税などで、葉たばこの需要は年々減少しており、平成29年に約1億8,000万円であった本市の葉たばこ販売額は、令和4年には約7,000万円と、5年で約6割減少しております。

また、市たばこ税は、税率改正もあり、おおむね2億円前後で推移しております。

葉たばこが本市の中山間地域における換金作物として定着していることや、たばこ

税が貴重な市税収入の一つであることは十分承知しておりますが、たばこが喫煙者のみならず、その周囲の人の健康にも大きな影響を与えることを考えますと、私は、市民の健康を第一に考え、望まない受動喫煙の防止に取り組むことは、市として当然の責務であり使命であると認識しております。

こうした考えの下、健康増進法の一部改正や県の受動喫煙防止条例が制定されたことも踏まえ、市としての基本方針を定め、市が管理する公共施設での受動喫煙防止対策の推進により、市民と職員の健康の保持増進を図ることとしたものであります。

この方針は、市の広報等で趣旨や具体的対応について、市民や施設利用者に対し広く周知を行ったところであり、市民、葉たばこ生産者及び喫煙者等からも、十分にコンセンサスが得られていると考えております。

次に、総務省事務連絡の解釈及び対応についてであります。

与党の税制改正大綱を踏まえて発出された総務省の事務連絡の趣旨は「地方自治体が一定の屋外分煙施設等を整備した場合は、その取組が地方たばこ税の安定的な確保にもつながることから、財政支援してもいいですよ」というものであると理解しております。

本市においては、先ほど述べた「男鹿市公共施設における受動喫煙対策の基本方針」に基づき、敷地内禁煙を実施しているほか、指定管理者が管理する施設についても、それぞれの設置目的等を勘案しながら受動喫煙防止対策を講じております。

市といたしましては、たばこ税が本市の貴重な歳入であることは承知しておりますが、受動喫煙による日本の死亡者数が年間1万5,000人と推計されている中、受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を保持増進することが何より重要であると考えておりますので、公共施設に屋外分煙施設を新たに整備・設置することは考えておりません。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） 広範にわたりまして、非常に御丁寧な答弁をいただいたと感じております。その中で、いただいた答弁の中から、何点か確認の意味も含めまして再質問させていただければと存じます。

大要2点目の自転車用ヘルメットに関係してお尋ねをさせていただきます。

御承知のとおり、この自転車ヘルメット着用に関する努力義務化に伴いまして、全国各地においてヘルメットの購入助成、あるいは支給というものが措置されております。県内におきましても各自治体にて、例えば小・中学生、あるいは未就学児への支給等が行われているものであります。

本市においては、それよりもまず交通安全の意識高揚を図るということに主眼を置かれるという旨の答弁ございました。何から何まで子育て日本一という言葉にひもづけるものではございませんけれども、全ての利用者の方に、自転車ヘルメットの助成、あるいは支給というものが望ましいものではあるんですけど、限定的な範囲で、例えば小・中学生、あるいは未就学児、そういった方々に対して何かヘルメット等の支給というものは考えられないものなのではないでしょうか。あるいは、ヘルメットというものだけではなくて、例えばヘルメットに対してデザインされた、ラッピングやステッカーと言いますか、比較的安価で提供できるようなもの、そういった対応をできないものか。全国の事例を見てみますと、所管の警察署であったり、様々な機関と連携をしながら行政が進めている施策もあるようであります。ですから、そういった部分も考えの一端に盛り込んでいただければと思いますけれども、再度この部分について御所見をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） お答えします。

議員のよく勉強していることと熱心な自転車に対する考えについては、本当に敬意を申します。

先ほども答弁で申し上げましたとおり、私たちもね、いろいろなことを勉強しながら取り組んでいきたいと思っています。まず普及啓発活動が一番大事だと思っていますから、その次に、議員がおっしゃるようなそういうことも視野に入れながら、やっぱりどうしても普及拡大がうまくいかなければ、そういうことも次の手として考えていかなきゃ駄目だと思っていますから、ひとつよろしく、今後もまたよろしくアドバイスお願いします。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

それでは、大要4点目の受動喫煙対応についてでございますけれども、申し上げるまでもなく私は非喫煙者、そして呼吸器に基礎疾患を有しており、そしてアレルギー性皮膚炎です。たばこの煙に関しては、人一倍強い思いを抱いている人間の一人であります。

ただ、法律改正から3年がたち、全国各地において、健康増進法の改正に伴って、いわゆる法律の趣旨が分煙と示されているものが一律禁煙という風潮が広まっていることに対して、議論が出てきているとのことであります。地方議会においては、請願等が出され、いま一度、行政に対して考え方を改め、そしてあくまでも法律の趣旨である、しっかりと喫煙者と非喫煙者の円滑な環境構築に向けて整備促進を図るべきではないか、そうした論調も出てきているのが実情と考えます。

また、秋田県議会におきましても、本年2月の本会議、あるいは予算委員会総括審査の中で、このことが取り上げられております。そうしたことも含めまして、地方たばこ税の活用も含めた考え方について、いま一度、時計の針を戻すということではなくて、時計の針をしっかりと調整するということも必要ではないのかなと考えるわけです。例えば東京都小平市では、公共喫煙所を設けて、あるいは近隣の美術大学と連携をしながら、そのイメージを向上させたりですとか、しっかりと喫煙者、あるいは非喫煙者との住み分けされた空間を講じて、望まない受動喫煙を防ぐ対策というものを、行政が主眼となって進めているところもございます。そうしたこともありましたので、先ほど市長から御答弁いただいたように、総務省事務連絡の解釈というものは伺ったところでありますけれども、行政が主導して公共施設の中にということではなくて、市内各所において、いわゆる秋田県を代表する観光地でもございますので、そうした部分、様々な角度から喫煙所の在り方について、いま一度その考え方を整理するということも必要ではないのかなと考えますけれども、この部分についていま一度、御所見をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） なかなか痛しかゆしのところがございまして、市長の答弁でも受動喫煙で非常に深刻な状況になっていると。その後の対応を、なので、まずは喫煙者

の方々から、やっぱりそこはしっかり理解いただいて、受動喫煙の状況にならないようなところでお楽しみいただきたいという方向性もありますし、いやいや、さはさりながら、やっぱり何らかの形で煙が漏れたりするので、もしくは、なかなかそのルールといいますか自分自身が受動喫煙を自らないような形での喫煙を楽しまれるといっても、やっぱりそこにはなかなか守っていただけない方も現実的にはいらっしゃるの、それを自治体があえて受動喫煙の方を守るという意味でそういった場所を整備すると、二つの方式は考えられると思います。多分、議員もそういうところを、果たしてその北風政策だけで受動喫煙を防止できるのかと、やはりしっかりと太陽政策とは言わないけれども、両者が、それぞれが並び立つような形での、その折り合いどころはないのかと、それが一つはそういった施設でないのかというふうな御提案だと思います。その趣旨は我々ども理解しておりますけども、その先の話になりますと、やはり、国はたばこ税をそれに使ったらいいんでないかと、まさにそこには積極的にと書いてあるんです。たばこ税を積極的に活用してと。整備のほうは一層推進してくださいということで、あんまり力、力入ってないですけども、たばこ税はそれに使ったら整備できるだろうというふうに、地方に少し下駄を預けているような形ありますけども、その現実のものだとした場合に、果たして市のほうで、たばこ税は非常に貴重な財源でありますし、そういった使い方も一つには考えられるんでしょうけども、果たしてそれをそういった形で整備すると、喫煙施設を整備すると、市が整備すること、やはり税金を投入するということが市民の方々の理解を得られるかと、もしくは優先度が高いかとなると、やっぱりそこはちょっと疑問符はつくんでないかなということでございまして、市があえてその部分に公費を投入して施設を整備することについては、相当やっぱり慎重にならざるを得ないのでないかなと思ってございます。

もちろん一方で、税収だけでなく、たばこ農家の経営のことも考えなきゃいけないと思ってます。ただそれは、やはり時代の趨勢なり、JT自らがやっぱり廃作やったりしますので、そうしたときに際して、やはりほかの作物でもしっかりと営農を継続できるようにということで、去年から市のほうでも野菜等に転換する場合には、種苗費等についても支援する制度も設けて、実際使ってもらっている方もいらっしゃいますので、そういった面でしっかりとフォローは、また一方では必要でないかなと思っ



てございます。

議員が自らが非常に受動喫煙に対して非常に御自身の健康もあって非常に強い思いを持っていらっしゃるということは十分分かっておりますし、一方で私も愛煙家も愛煙家、相当の愛煙家でしたので、そちらの気持ちも分からないではないんですけども、なかなか市が手を下して整備するという点については、やはり相当の、それこそそれについてのコンセンサスを得ないことには、やっぱり慎重にならざるを得ないかなと思ってございます。御理解賜えればと思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○2番（古仲清尚議員） 終わります。

○議長（小松穂積） 2番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

○2番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 次に、6番蓬田司議員の発言を許します。6番蓬田議員

【6番 蓬田司議員 登壇】

○6番（蓬田司議員） 皆さん、こんにちは。政和会所属の蓬田司です。よろしくお願ひします。

青葉、若葉の美しい季節となり、五月の花がきれいな時期となりました。私の地元では、露地栽培のメロンの摘果や皿敷き作業、ブドウは商品価値を上げるための花穂整形やジベレリン処理がJ AのL I N Eの営農情報を参考に盛んに行われています。

先日、多面的機能支払交付金事業を活用した若美水盛会の事業として、通行量の多い町内の農道の草刈り作業が行われました。6月ともなれば路肩の草が1メートル以上にもなり、難儀しましたけども、少子高齢化や過疎にも負けず、平均年齢が70歳以上の元気な高齢者の有志の皆さんが8月まで毎月、実施主体は変わりますが、町内の草刈りや側溝の泥上げ作業など、自分たちでできることは地域で頑張るという予定になっており、まさにゲマインシャフト的農村社会を地で行っているように感じました。そして、草刈り作業終了後の様々な意見交換の中で、市民の皆さんが高い関心を持っていることや困っていることを中心に、大きく分けて2点について質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、質問の1点目は、学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理についてでありま

す。

今年の3月に、我が母校であります潟西中学校が、統合により閉校となりました。

急速な少子化及び児童・生徒の減少により、現在、市内には11校の空き校舎と言いますか、いわゆる廃校舎がありますが、そのうち、校舎・体育館が活用されているのは5施設で、活用されていないのは6施設となっております。

教育委員会からのデータによりますと、全国的には、令和3年5月現在で施設が現存している廃校は7,398校、そのうち活用されているものが5,481校で74.1パーセント、活用されていないものが1,917校で25.9パーセントとなっております。

廃校舎やグラウンドの有効活用は、現実的には非常に難しい問題だと思いますが、何とか有効活用し、地域の活性化につなげることができないものか、特に、この3月に閉校となったばかりの旧潟西中学校は、鉄筋コンクリート造りで耐震性も問題ないことから、市民の皆さんからは、校舎の有効活用を望む声が寄せられております。そこで、学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理について、以下6点の質問をします。

質問事項の1点目として、閉校となった学校施設の現状と有効活用に向けた現在の考え方について。

2点目として、旧潟西中学校の有効活用に向けた計画の有無について。

3点目として、維持管理の状況について。

4点目として、令和3年9月に策定された「男鹿市廃校舎活用のための基本方針」の検討結果について伺います。この基本方針によれば、「多額の公的助成により建設された学校が、廃校から何年も活用されることなく放置されているのはもったいない限りである。そこで、廃校舎の活用方法等について、地域コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政の観点から、可及的速やかに議論を重ね、有効的な活用方法について検討していく」と記載されています。その検討結果について伺います。

5点目として、学校施設の活用について、本市に参考となる先進事例はないか。

6点目として、望まれる活用方法について、市民を対象にした無作為抽出アンケートを実施する考えはないか。

以上、学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理についての質問です。

次に、質問の2点目は、ハクビシン等による被害対策についてであります。

農家の方々が丹精込めて育てた農作物を荒らす有害鳥獣、特にハクビシンによる農作物等被害は、全国的に発生しております。若美地区においても、小玉スイカやメロン、トウモロコシ、ブドウ等が食害されており、電気柵は効果があると言われていますが、高価なため、農家は侵入防止ネットなどを設置して対応しております。

秋田市においては、梨の被害も報告されており、特産果樹等に被害が出ないように対策が必要と考えます。

また、ハクビシンは農作物被害のほかに、動物から人に感染する病気を媒介することが知られており、人が住んでいる家屋にも侵入するため、感染症伝染の恐れもあると言われております。

増え続けているハクビシン等の有害鳥獣に対して、市は、どのように対処していくのか、以下7点の質問をいたします。

質問事項の1点目として、農作物被害対策の取組状況と現状認識について。

2点目として、捕獲器、箱わなの需要をどのように捉えているか。また、増やす考えはないか。市所有の箱わなの数は34個ということですが、使いたいときに使えないため、増やしてほしいという現場の声をどのように考えているのか。

3点目として、捕獲報奨金は近隣市町村と比較して妥当な水準なのか。

4点目として、市鳥獣被害対策実施隊の構成や地域的過不足の有無について。

5点目として、鳥獣被害対策をより充実するための財源について伺います。

1、国の鳥獣被害防止捕獲活動支援事業の活用の可能性について。

2、過疎債等の活用の可能性について。

6点目として、捕獲後の処理方法について。

7点目として、ハクビシンによる住宅屋根裏への侵入による糞尿被害の実態と対策について。

以上7点について伺いますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 蓬田議員の御質問にお答えします。

御質問の第2点は、ハクビシン等による被害対策についてであります。

本市の野生鳥獣による農作物被害については、例年、カラスやムクドリ等の鳥類による水稻や果樹の被害、ハクビシンやアナグマ等による野菜等の被害が発生しており、男鹿市鳥獣被害対策実施隊を中心として被害防止対策に努めているところであります。

また、ハクビシンによる住家等における糞尿被害については、市民からの相談対応として、民間の駆除業者を紹介しております。

農作物における有害鳥獣の駆除に当たっては、実施時期や設置箇所について実施隊やJAと調整の上、箱わなや銃器等による捕獲駆除を実施しており、捕獲後は埋没処理を行っております。

箱わなの需要については、昨年度のハクビシンの捕獲実績26頭からみて、箱わなの数は不足していないと考えておりますが、今後の被害拡大や箱わなの老朽化などを踏まえ、必要に応じて増設を検討してまいります。

また、実施隊の隊員は、男鹿地方猟友会及び若美猟友会の会員のうち、猟友会の推薦を受け市で任命しており、隊員数は44名で、男鹿地区17名、若美地区27名で構成されております。平均年齢は66歳で、年齢構成は70歳未満が17名、70歳以上が27名と高齢化が進んでおり、今後、実施体制の維持が困難になる可能性もあることから、実施隊員の充足が急務となっております。

このため、実施隊の活動PRや隊員の士気高揚を図るため、全県統一デザインのユニフォームの導入について、今議会の補正予算に関連事業費を計上しております。

実施隊活動の財源については、隊員の報酬及び駆除などの出動に対する報償費をはじめ、県と協調して実施している新規狩猟免許の取得費や猟銃購入費への助成などの活動費について、一般財源で実施しております。

なお、捕獲報奨金については、本市を含め、県内自治体で実施しているところはないと、県猟友会より伺っております。

今後とも、実施隊員等の担い手の育成確保を図りながら、農作物への被害防止対策の普及啓発に努めてまいります。

学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 蓬田議員の御質問にお答えします。

御質問は、学校統合後の廃校舎の有効活用及び管理についてであります。

まず、閉校となった学校施設の現状と維持管理の状況についてであります。

現在、本市には11の廃校舎があり、5校は歴史資料収蔵庫等の公共施設として利用しておりますが、6校は空校舎のままとなっております。

このうち、耐震基準を満たしていない旧船川南小学校、旧五里合中学校、旧払戸小学校の3校は、「男鹿市学校施設長寿命化計画」により、解体することとしております。

また、利活用可能な旧潟西中学校、旧野石小学校、旧男鹿北中学校の維持管理については、防犯上の観点から定期的な見回りを実施しているほか、近隣住民の生活環境に影響が出ないように、地域のボランティアからも御協力をいただきながら、草刈りや枝払いを行うなど、敷地内の環境整備に努めております。

次に、利活用可能な廃校舎の活用計画についてであります。

利活用可能な旧潟西中学校、旧野石小学校、旧男鹿北中学校は、本市にとって新たな地域振興の側面を持った資産であります。

このことから、3校の活用方法等について、一昨年、庁内に設置した「廃校舎活用プロジェクト委員会」において、地域コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営の三つの観点から協議・検討を行い、産業振興と雇用の創出を図るため、民間事業者からの利活用を基本に進めることといたしました。

そのための情報発信ツールとして、校舎の平面図や面積に加え、廃校舎周辺地域の特色や校舎へのアクセス、さらには活用例のアイデア等を効果的かつ視覚的に盛り込んだパンフレットを作成したところであります。

このパンフレットを市のホームページに掲載するとともに、トップセールスの際に持参するほか、起業者やベンチャー企業に関心を寄せるような宣伝媒体を通じて広くPRし、3校の具体の利活用に結び付けてまいりたいと考えております。

次に、廃校舎活用の先進事例と市民アンケートの実施についてであります。

文部科学省が令和5年3月にまとめた廃校舎活用事例集には、全国47校の取組が

紹介されております。

このうち、ドローン操縦士養成教習所や特産品を活用した食品加工場、レストラン等を併設した「体験型農業テーマパーク」などの取組は、本市の廃校舎の立地環境や地域の特色等からみて、参考となる活用例と考えられます。

なお、廃校舎の利活用に関する市民アンケートの実施については考えておりませんが、各地区で開催する市政懇談会や市役所本庁舎に設置している意見箱などを活用していただき、広く市民の皆様から廃校舎利活用についてのアイデアや情報を寄せていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。6番蓬田議員

○6番（蓬田司議員） まず、ハクビシンの関係の取組状況と現状認識について伺って、大変分かりました。その答弁の中で鳥獣被害対策実施隊の高齢化が進んでいると。それで答弁の中で、その充足が急務ということでございましたので、私もそれを心配しておりましたので、こころよしくお願ひしたいと思います。

あと、捕獲後の処理方法について、埋没処理ということですが、これ昔から多分この地域ではそういうことだったと思いますけども、近年のいろいろな取り巻く環境から考えて、これが望ましい方法なのかどうか、再度伺いたいと思います。

それから、学校施設の廃校の有効活用について、考え方を伺って、理解しましたけども、前に議会の報告会で、私、戸賀地区のほうの担当で行ったんですけども、その中で、旧加茂青砂小学校のところで、何かごみと判断できそうなものが放置されている、ごみと公文書の仕分けが必要で、ごみと判断されたものは捨てたほうがいいんじゃないかみたいな、そういう意見もありましたけども、こころよもそのとおりでなと思ひまして、そころよの考え方を伺いたいと思います。

それから、教育長の答弁の中で、今後、トップセールスの際にこのパンフレット等を活用ということで、このトップセールス等での活用に期待したいと思います。

ということで、よろしくお願ひします。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） 捕獲後の鳥獣等の駆除した後の処理の関係ですけれども、

他自治体で処理機等々使っているところがあるようではございますけれども、現時点では本市といたしましては、この埋没処理ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 私からは加茂青砂ふるさと学習施設、そちらのほうについて回答いたします。

あそこですけれども、今、市では文化施設を補完するというふうなことで、ごめんなさい、文化財の収蔵施設として学校関係の施設の収蔵ですとか、あるいは加茂青砂地区の原風景、それを伝えるような木造校舎として、見学者等そういったところに要望に応じて見せているといったところでございます。

あと併せて、地域の人たちがイベントなどで活用したいというふうなこともございまして、そういったときにも、一応、随時貸出しと言いますか、そういったことをやっているといったところでもございます。例えば県立大学さんでも使いたいとか、そういったこともあったりもして、そういったところを目指しているといったところでございます。

先ほどのごみの話なんですけれども、恐らくイベント等で使ったりなんだりして、その後の話かなというふうにもちょっと思っております。今後とも、その使った方等、それからうちのほうでも、しっかりその終わった後に現状を確認して、しっかりとした対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 空き校舎の利活用については、トップセールスという言葉がありました。寒風山ビジョンをつくっていただいて、それで、私はそれをもってあちこちに声をかけています。来客が来れば、必ずみたいに説明して、何とか理解をいただきたいと。顔の広いところで、ひとつ紹介してくださいと、そういうお願いをしています。

今の空き校舎についても、非常に立地条件がいいんです。でも、なかなかやっぱり

こっちから売りに行かないとうまくないんですよ。一生懸命これからSNSとかいろいろなことを通して呼びかけていくので、何とか議員の皆さんからもそういうことを、何とか今のパンフレットを使って男鹿の空き校舎のすばらしさを営業に使っていただければありがたいと思います。当然私は一生懸命やりますけども、ひとつ御協力をお願いします。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。6番蓬田議員

○6番（蓬田司議員） どうも答弁ありがとうございました。そうすれば、廃校舎の活用について、今また市長のほうから答弁いただきましたけども、今後のトップセールスに期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 6番蓬田司議員の質問を終結いたします。

次に、15番田井博之議員の発言を許します。なお、田井博之議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。15番田井議員

【15番 田井博之議員 登壇】

○15番（田井博之議員） 皆さん、お疲れさまです。傍聴席の皆さん、御苦労様です。ありがとうございます。

新風会の田井です。このたびは質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。

1番目、LGBTQの受入れ体制についてであります。

「LGBTQ」いわゆる性的少数者の方々への差別、雇用や居場所の問題が近年表面化してきている。

先日、国会においてもLGBT法案が6月13日に参議院で可決し、16日には衆議院で成立しました。その上で今後のLGBTQの方々に対する理解や支援、そして、在り方自体の問題に対しても、社会全体として多様性を受け入れる環境づくりに取り組んでいく必要があると認識しています。

日本各地に限らず、世界的にも有名なところでいうと、カナダのトロントなんかは、普通に男性同士が手をつないだりであるとか、女性同士も手をつないで歩くとか、そういう比較的理解のある国もあります。



日本国内でも、僕は関西のほうでも、そういうLGBTの会にも参加しましたがけども、徐々にではありますけども、差別ではありませんが、御理解が今出てきて、政府でもそれを認められたということ踏まえて質問します。

質問の1番目、今後、男鹿市において、LGBTQの方々への理解を深め、受け入れるための体制を整えていく考えはあるのか。

2番目、少子高齢化、過疎化が急速に進む男鹿市にとって、LGBTQの方々の移住・定住への施策がないか、必要でないかを質問いたします。

質問の2番目です。デジタル村民の導入について。

新潟県長岡市山古志地域、旧山古志村というところでは、その集落の存続をかけた取組として、「デジタルアート×電子住民票」としてNFTという非代替性トークンを活用することで、グローバルなデジタル関係を創出し、「デジタル村民」を迎え入れる取組を2021年から始め、その危機を回避しているところです。

山古志住民会議では、産物である錦鯉のアートを販売の対象とし、世界中のNFTマーケティングに参入しています。その購入者には電子住民票が発行され、デジタル村民になることで、地域活性化のプロジェクト会議への出席やデジタル村民選挙での投票ができるようになるなど、デジタル関係人口を巻き込んだ地域づくりを展開しています。

また、自主財源を自由に活用できるよう、継続的な資金調達方法を構築し、それらを実行することで、人々の自治意識を変革するなど、独自の地域づくりを目指しています。

バーチャル上に、ヒトやモノ、お金、情報といった継続的に集まるコミュニティを形成し、現実の地域にある課題の解決策や地域活性化を、地域住民とともに検討、実践していくこの先進的な取組について、地方再生にもつながっていくものと期待されており、男鹿市においても同様の取組を取り入れる必要があると感じています。その上で質問です。

1番目、男鹿市経済の活性化の新しいツールとしてNFT（非代替性トークン）を活用することで、世界中から男鹿市に関心が寄せられることにつながっていくものと考えられるが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目、男鹿市を限界集落、アナログと捉えて、その価値を最大限に広げることを

デジタルと考え、「デジタル村民」のような取組に挑戦していく意向はあるのか。

3番目です。第1次産業の担い手不足に対する外国人雇用について。

歯止めがかからなく、減少し続ける男鹿市の人口、迫り来ている「地方消滅」という現実の中、もう待ったなしの歯止めが利かない状況が深刻化していると思われま

す。一方で、他の地方自治体では、外国人の働き手が増えているという事例も見受けられます。これは2019年時点ですが、東北6県で宮城県が最も多く、秋田県は今のところ最下位となっています。

深刻な第1次産業の担い手不足の中、外国人の労働力を積極的に取り入れることは、男鹿市と地方創生の最たる位置づけと捉えることもでき、外国人の移住・定住に向けての促進にもつながると考えています。その上で質問です。

1番目、今後、男鹿市において外国人労働者の受入れを重要な課題として捉えているか。

2番目、外国人労働者を受け入れる際、住居の提供や生活資金の支援、外国語でのコミュニケーションによる精神的な不安解消などの対策を講じて移住・定住を促進していく考えはあるのか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 田井議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、LGBTQの受入れ体制についてであります。

まず、LGBTQの方への理解増進と受入れ体制についてであります。

全ての人個人として尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる社会づくりを推進していくことが市の基本的な考え方であり、LGBTQなど性的少数者の方々が差別を受けるようなことは、あってはならないと考えております。

本県においては、昨年4月に「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」が施行され、あらゆる差別の禁止を掲げているほか、この条例を踏まえた「あきたパートナーシップ宣誓証明制度」が導入されております。

本市もこの制度に参加し、県の発行した証明書を提示することで、市営住宅の入居

手続やみなと市民病院における面会手続、介護認定申請が可能となっており、さらに利用拡大できる業務がないか検討してまいります。

また、先週16日に成立したLGBT理解増進法の基本理念を踏まえ、多様な性の在り方について市民の理解を深めるため、今後、啓発活動を推進してまいります。

次に、LGBTQの方々の移住・定住施策についてであります。

本市の移住定住施策としましては、ポータルサイト「おが住」による情報発信や、首都圏、関西圏で開催される移住相談会への出展による本市の暮らしや支援制度のPR、本市への移住に向けた下見の際の交通費の補助、住宅取得や改修への助成などに取り組んでいるところであります。

申すまでもなく、こうした施策を推進するに当たり、性別や性的指向、社会的身分などによる差別はしておりませんし、また、あってはならないことと認識しております。

移住相談に当たっては、移住を検討される方々の多様なニーズへの対応が必要であることから、どのような方でも分け隔てなく、移住後も安心して自分らしく暮らしていけるよう、一人一人のライフスタイルに添った、きめ細かい対応に努めてまいります。

御質問の第2点は、デジタル村民の導入についてであります。

議員から御提案のありましたNFT、日本語に訳すと「非代替性トークン」、これでも意味がよく分かりませんので、私なりに説明してみますと、デジタルデータに固有の価値を与え、デジタルアートなどとして資産化した暗号資産であります。最近このNFTを独自のコミュニティの形成など、関係人口の増加や地域活性化の新たなツールとして活用する動きが出てきております。

その多くは、特産品や独自のキャラクターをデジタルアートとしてPRしたり、ふるさと納税の返礼品とするなどの取組であります。

そうした中で、御紹介のありました新潟県長岡市山古志地域の事例については、民間団体である山古志住民会議が、特産の錦鯉をデジタルアート化して約1,500枚販売し、それを購入した約1,050人がデジタル村民となっております。

これにより、関係人口の増加とデジタル村民が参加した地域づくりが進められているようですが、一方で、今後の財源の継続的な確保などに課題があるほか、同様の取

組が長岡市の他地域へ全く広がっていないとも伺っております。

また、こうした取組については、法整備がなされていないといった課題もあり、今後、NFTやメタバースなど分散型のデジタル社会の利用推進に向け、国で環境整備を検討するとしております。

こうしたことから、市といたしましては、NFTの活用がどういった分野で可能なのか、その効果がどの程度あるのか、行政がどの程度関わるべきか、いまだ定かでない点が多く、まずは国の環境整備や他自治体の広がりを見守ってまいります。

御質問の第3点は、第1次産業の担い手不足に対する外国人雇用についてであります。

本市の労働人口を見ますと、令和2年国勢調査において、15歳から64歳までの生産年齢人口が、人口比46.0パーセントの1万1,559人となっており、全県平均の52.8パーセントと比較して低位にあります。今後も見込まれる労働人口の減少に伴い、観光や介護、建設、運輸など、様々な業種・業態で人材の確保が大きな課題となっていくものと認識しております。

とりわけ第1次産業においては、地域における経済活動の主体、労働力の担い手としての重要性はもとより、農地や山林の維持管理の面からも人手の確保は不可欠であり、外国人労働者の受入れも課題解決のための有効な方策の一つであると考えております。

出入国管理庁の取りまとめによると、昨年6月時点における市内在留外国人は63名で、このうち労働関連の在留資格では、技能実習が16名、特定技能が4名となっております。こうした方々が、農業、漁業といった第1次産業のほか、製造、建設、福祉の分野に従事していると伺っております。

なお、技能実習、特定技能ともに基本的な滞在期間は最長5年となっておりますが、今後、国では、事実上の永住が可能となる特定技能2号の対象業種を、第1次産業の分野等に拡大することとしております。

さらに、現在、国の有識者会議において、従来、人材育成を通じた国際貢献を目的としてきた技能実習制度を、人材確保等を目的とする新たな制度へ移行し、中・長期的な就労につながる仕組みとしていくことなどが検討されております。

市としましては、引き続き関係機関と情報共有を図り、受入れ希望の相談には、県

の行政書士会が運営する外国人雇用サポートデスク等の支援機関を紹介するなどサポートしていくほか、国の動向も踏まえながら、第1次産業を含む各分野において、必要な人材の確保が進むよう取り組んでまいります。

また、外国人労働者への生活面でのサポートにつきましては、基本的には雇用主が対応しているものと認識しておりますが、生活する上では、住居やコミュニケーションが最も大事であると考えますので、市といたしましても、例えば空き家の紹介など必要に応じた支援を検討するとともに、—（発言の取消し）—秋田県外国人相談センターと連携し、できる限り支援してまいります。

外国人労働者にとっては、「地域になじめるのか、仕事はうまくいくのか、生活していけるのか」など、様々な不安があると思いますので、気軽に相談できる距離を保ちながら、相談者目線のサービスを心がけ、寄り添いながらサポートしてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） まず、LGBTQの受入れ体制に関してですが、答弁ありがとうございます。差別や区別はしないということで答弁にありましたけども、これ、非常に難しい問題で、パッと見ての判断とか、中身の判断とかであることによって分からない部分もあるんですよ。実際、先日、法案が国会で可決されたときも、ある自民党議員さんが、女性なんですけども、LGBTQの方に、女性トイレに入られたことを理由に退席されたということも新聞で報道されました。そういうことも含めて、僕はこの男鹿市にLGBTQの方々を受け入れる先駆者としての地位というか、自治体になってもらいたいと思って今回質問してるんです。これは、ほんまに人口減少に歯止めをかける、僕は大きなツールやと思うので、今後考えてもらおうと思うんですけども、差別・区別が全くないというわけでは僕はないと思うんですよ。どういふふうに受け入れるか、どういふふうに緩和させるか、どういふ理解を求めていくのかというのを具体的にもうちょっと御答弁をよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

御質問にありますように、この問題ですけれども、こちら非常にデリケートで、かつ、目に見えにくい問題だというふうに認識しております。ですので、先般のLGBT理解増進法の成立に基づきまして、この後、基本計画を国のほうで策定するというふうになっております。それに基づいて様々な対応が必要になってくると思います。そちらの状況を注視してまいりたいと思います。

ただ、こちらの啓発については、できる限り早く進めてまいりたいと考えております。

県のほうでは、来月7月にLGBTQ理解促進セミナーというのを開催するというふうに伺っております。市のほうでも参加するとともに、こちらはオンラインでの参加も可能ですし、また、市内の、県内の事業者、あるいは個人等、様々な方が参加可能ということですので、こちら広報、ホームページ等、市のほうでも様々な場で周知を図ってまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 後ろからも指示いただいているんですけど、今の答弁ではね、ほんまに受入れする気があるのかというのが疑問です。目に見えて分かるんですよ、差別されるなって。僕は差別されてきた人を見てきて、僕も最初、差別しました、はっきり言うて。差別しました。せやけど、その人らと会って話をしているうちに、その理解を僕なりに深めたつもりです。だから、はっきり言っているいろいろなパターンがあると思うんです。例えば、男性のまま心が女性で、男性のままいてる人もおれば、女装する人もいてる。それもきれいに女装する人と、それなりの人もいてる。それ、女性も一緒に、女性のままであっても心は男性であったり、女性が男性化して、男性ホルモン打って、ひげをはやして、男性のようにスーツをピシッと着て、一見男性かなって思う人もいっぱい見てきました。それでもやっぱり世間からしたら、えっという目で見られるのも確かです。これ、僕がこう打ち出しているのは、僕は男鹿市のチャンスやと思って言ってるんですよ。人口減少、歯止めが利かない。一人でも多く増やしたいって言うなら、待ったなしですよ、ほんまに。市長、受け入れるね、体制が整うのかどうか、ちょっとその本気度をはかりたいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 田井議員から、今、人口減少の対策として、LGBTの方を積極的に受け入れるというふうな、そうしたアクション、行動を起こすべきでないかと、その本気度を聞きたいというお話ですけども、その本気度云々の前に、市長も答弁しておりますし、さっき部長もお話をしましたように、性的な少数者を差別しないと。これはもうあってはならないと、市長から答弁ありますし、それから、そうした性や結婚に関することですので、人々の言わば心情に関わることなわけです。ですから、表向きは理解しているように見えても、なかなか納得しないという方も多分いらっしゃるでしょう。なので、今、世の中が、言うなれば二分しているような形で様々な議論をしていると。多分差別をしないということは、それは何も問題ないだろうけども、問題ないというか誰も異論はないだろうけども、ただ、心情に関わることなので、ストンと落ちる方もいれば、そうでない方もいらっしゃるかもしれない。そのLGBTQという性的な少数者の方の尊厳を守ることと、それと人口減少対策として、そういった方々を特化して男鹿に来てくださいということとは、全く別の次元の話ですよね、と市は思います。少なくとも、そういった方々に男鹿市ではLGBTの方を来てくださいと、人口減少の対策として受け入れますからと言って、果たしてLGBTの方々、喜ぶでしょうかね。それこそまさに、何て言いますか、特別視していると、私であればそういうふうに思いますけども。少なくとも市のほうでは、その性的少数者の方々の尊厳を守ると、差別をしないということを市民の皆さんに普及啓発すると、これもなかなか一気にはいかないかもしれませんが、粘り強くそれは普及啓発していくということと、人口減少対策としてそういった方々に特化して来てくださいというふうに呼びかけることは、全く別の問題ですので、それは市のほうとしてはやろうとは思ってございません。やる気はございませんし、逆にそういったことが、私は果たしてどうなのかなと。ここは個人的な問題ですけども、判断ですけども、果たしてLGBTの方がそうやって思うのかと。多分、性的少数者の方々は、今回の法案でもそうですけども、特段自分たちの特権として何かやってくれと言っているわけではないんですよね。ほかの方々と一緒に、一緒にその権利を、尊厳を守ってくださいと言ってるだけであって、そういう趣旨からすれば、私は少なくとも人口減少対策としてその方々に特化した形で来てくださいというのは、ちょっと視点が違

う、筋が違う、考え方が違うというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 僕は別にね、特化っていう意味でも言ってないし、このことを移住のツールとして言ったのは、理解をしてもらえる自治体として男鹿市というところに来てもらえると、最初は観光でもいいんですよ。この地に来れば、自分たちが安心して生きていけるって思ってもらうことも、僕は大事やと思うんですよ。それが行く行く人口減少の歯止めにつながらばっていうことを僕は言いたかったんで、これだけに特化してるわけではないです。あくまで、今後、理解を深めていってもらえて、受け入れる姿勢を緩和していく、体制づくりを僕はお願いしたいと思うんですけど、特化という形はちょっと語弊があります。あくまで、今後の男鹿市の魅力の一つとしての発信やと思うんですけども、最後に、やる気がないかとかいう問題じゃなくて、取り組んでいってもらえるかどうかということだけ、ちょっと最後にお聞きしたいです。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

市民が、誰しものが差別のない、そして自分らしくあることができる社会をつくるというのは、市の基本的な考え方でございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 二つ目のデジタル村民に関してですが、答弁のとおり、これは公式に決まっているものではないですけども、こういう世界で今、広がっているこの活性化のチャンスとして捉えて、これによって市の中の経済がぐちゃぐちゃにされるということは、僕は懸念してないんですけども、その導入する、導入というか参入してもらえる価値は僕はあると思うんですけど、男鹿には山古志村の錦鯉に匹敵するアイテムがいっぱいあるので、それがこの非代替性トークンによって世界中に広まったら、男鹿市の知名度も上がると思うので、これも当局側政策上、取り組んでいただけたらと思うんですが、もう一回その取組方、今後の推進の仕方について、もう一回聞きたいです。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長



【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

まず、御質問の中にありました長岡市山古志村の事例ですけれども、こちら取組を実施している主体ですが、山古志住民会議という民間の団体でございまして、行政のほうは参加していないということでございます。総務省への補助金の手続のみ支援したということです。

こちらのほうですけれども、新潟で2004年にありました中越地震がありまして、この被災後、外部の支援者とのつながりが以前からあったということでございます。そして、さらに特産品である錦鯉を通じて、世界ともつながりが以前からあったという背景がございます。この支援者の協力があったからこそ実施できており、長岡市の担当の方にお聞きしたんですけれども、これは山古志だったからできた取組であったというふうなお話を伺っております。

こういったNFTなり最新の技術、これは日々新しい技術が出てきております。この御質問にあったものをそのままできるかどうかというのは、非常に現状では難しいのではないかなというふうには考えておりますけれども、ただ一方で、こちら最新の動向などを注視しまして、取り入れることができるものは取り入れてまいりたいという考えでございます。他県、県内でも、例えばデジタルアートをふるさと納税に活用していると、そういった事例もございますので、こちらを研究しながら進めていきたいと考えております。ただ、何分こういった新しい技術、ノウハウ等、ないというのも事実でございますので、そういったところを勉強しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） 再質問の途中でありますけれども、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言を取り消したい旨の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 先ほどの田井議員の御質問に対する答弁において、「男鹿市国際交流協会や秋田県外国人相談センターと連携し、」と申し上げましたが、「男鹿市国際交流協会」は昨年7月末をもって解散していることから、この部分を答弁から削除させていただきたいと思えます。現状把握が不十分でありました。訂正しておわび申し上げます。

○議長（小松穂積） ただいまのとおり、発言の取消しを認めます。

当局においては、答弁に当たっては、慎重、正確を期するよう注意いたします。

---

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） デジタル村民導入について再質問します。

あくまで非公開というか、全面的に打ち出せない部分ではありますけども、例えばこれを民間団体なり民間企業、もしくは個人がやっていきたいというときに、何かしらのサポートなり支援があるのかどうかと、見えてないものなんで、なかなか成果というのも上がらないとは思いますが、これもやってみないと分からんものなので、やりたいっていう人に関しての応援態勢はつくってもらいたいと思うんですけども、その辺の見解、もう一回お願いします。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

民間でこういった取組、行いたいという場合の市のサポートについてでございます。

市のほうでも、そういったお話ございましたら、当然補助金等の申請については支援をまいります。

それから、そのほかどういったサポートが必要なのか、これはある意味、オーダーメイドと言いますか、そのケースバイケースで様々な支援考えられますので、そういった相談があった場合、検討しながら協議してまいりたいと考えております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） サポートはしてくれるということなんですけど、これは受け身ではなくて、こちらからこういうことをやってますけどどうですかという提案も

僕はすべきやと思うんですけども、事例がないことでなかなか難しいかもしれませんが、男鹿市ではこういう取組をやっているという宣伝もしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

こちら、市側からの提案と言いますか、PRということですが、考えられる技術というのは多方面にわたり様々なものがあると思います。ですので、そういったものも、最新の動向などを調査しながら、まずは、例えばこれについて提案を募集しますというような形は、なかなか難しいのかなとは思っておりますけれども、こういったPR、市のほうで支援を考えられるかというのは、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 検討とはおっしゃっていただいているんですけど、さっきから言うてますけど、真剣にと言うかね、人口減少、過疎化を阻む効果としての、ほんまにチャンスやと思ってもらって、その検討っていうより、もっと打ち出すことを考えてもらいたいんです。こういうふうに打ち出して、こういうことを考えている人を募集しよう。そして活性化しよう。その具体例化をもうちょっとどのようにするか、いつまでとは言いませんけど、もうちょっと具体化してほしいです。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休 憩

---

午後 1時06分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 田井議員から新しい、活性化の一つとして、もっと前向きにチャレンジしたらどうかというふうな御提案ですけども、正直申し上げまして、そのメタバースですとか、このNFTですとか、こういう仮想空間の話になりますと、正直

言って、市も分からないことが多いんです。御質問されている議員は、重々そこら辺はお詳しいのかもしれませんが、なかなか市にとってみれば、そこは難しい分野ですし、ましてや本当に、今日の技術が明日はどうなるか分からないと。例えば、もっと、NFTはちょっと分かりづらいですけども、チャットGPTなんかね、生成AI見てもそうですよね。もう半年でこれぐらい広まってしまって、国も、じゃあそれをどうするのかと。もちろんメリットもあるけども、規制のことも考えなきゃいけないと。自治体もそうですよね。これは日本だけでなく、世界中でも、まるっきり最初から駄目ですと言ってる国もありますし、それぐらい技術の進歩が甚だしくて、とてもじゃないですけども、このNFTなるものがどういうものなのかと、どういうものぐらひは理解できても、それが男鹿市の活性化、地域、自治体の有り様と、どう関わっていくのかと。まず、仮想空間ですね、仮想現実の話ですから、基本的には。ですから、そこがまずはっきりして、しかも市としてどういうふうな関わり方するのかということ、しっかりと我々自身がイメージして、当然、応援するにしても、市が主体的にやるにしても、金は仮に補助金とか何かかからなくても、職員はそれに従事するわけですので、当然経費はかかるわけですよね。人が関わる、予算を使うと、こうした場合に、果たしてそれがしっかりと効果として、我々がやることによって男鹿の活性化なり、市民の皆さんのサービスなり、向上なりにつながっていくことに、今の時点では少なくとも確信は持てません。ですから先ほどから申し上げているとおり、少し勉強しながら、そこら辺の研究をしながら見守っていきたくて。全国でもちょこちょこは目にします。ただ、果たしてそれが、自分のほうのキャラクター、男鹿はキャラクターない、ナマハゲというところね、ナマハゲはちょっとまたあれをデジタルアートするのはいかがかと思しますので、仮に県のスギッチなり、んだッチをそういうデジタルアート化しますよって言って、それをふるさと納税の商品の一つとして売り込みますと言えば、マニアックな方は買ってくれるかもしれませんが、それはそれだけで終わりではないはずなんですね。そんな話では、多分ないと思うんですよ。ですから、本当にその自治体として、市として、これに関わることでどういうふうなメリットがあるのか、どう関わればいいのかということですね、少し時間をください。そうでないと、この場では具体的にと言われても、そもそもこれがどんなもの、代物なのかということも、しっかり自分のものとしては理解で

きていません、少なくとも。ですので、これ以上の答弁は、ちょっと出来かねますので、よろしく御理解ください。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） デジタル村民については納得しました。徐々に、お互いに勉強しながら、これが活性化につながるかどうかということを吟味しながら進めてもらったらいいと思います。

3番目の第1次産業の担い手不足に対する外国人雇用についてなんですけども、これも先ほどの答弁にもありましたけども、さっきも言いましたけども、受け身ではなくて、こっちから仕掛ける方法を何か考えておられるのか。

それと、これ提案というか、こういう方法もあるということですが、例えばどっかの東南アジアの国の都市と提携なりして、人材の確保につなげるとか、積極的な方法で外国人の雇用の活動に向けての姿勢というものを、ちょっともう一回聞きたいです。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 田井議員の御質問にお答えします。

まずは、今の現状、先ほど市長も答弁してございましたけれども、今、男鹿市が自らが、じゃあ外国人募集というふうな、そういうふうな形でやっていくのは、ちょっと現実的ではないのかなというふうには思っております。確かに秋田県自体が、今、外国人労働者が一番少ないというふうな実態がございまして、今、県を中心にしまして、先ほど連携協議会という話もちょっとお話しましたけども、秋田県外国人材受入れ共生に係る連携協議会というふうな、そういったものがございます。市町村ですとか関係団体、そういったところで、外国人労働者の現状、それから雇用の在り方、課題、そういったものを情報共有しまして、どういった形が一番好ましいのかと、そういうふうな受入れ体制もしっかり浸透させて、その上でみんなでやっていこうというふうな、そういった協議会ですので、そういったところを中心として、まず受入れ体制なりをしっかりとつくって行って、それで外国人の方に徐々に徐々に入ってもらうような、そういった形をやっていければいいのかなというふうに思っております。恐らく外国人の方が一気にどんと増えてしまっても、逆に今の市民の方も困惑するといっ

たところもあるかと思えます。そういったところも踏まえて、普及啓発と言うんですかね、理解促進と言うんでしょうか、そういったことも一緒に同時並行でやりながら、徐々に徐々にやっていくのが多分正しい共生の在り方なのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 東北6県の中で一番遅れている現状の一番の理由を聞きたいのと、あと、関連しますけど、やっぱりこういうことってというのは、先駆けてやることに意味があることやと思うので、ぜひ男鹿市が先駆けてやっていくことへの取組方をもう一回聞きたいと思ひます。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） まずその秋田県が一番遅れている理由なんですけども、すいません、私も具体的な理由はちょっと把握はしてございません。ただ、いわゆる外国人の方が選ぶというふうな、そういう話になるのかなというふうに思ひますので、そういう観点から言うと、例えば、もしかすれば認知がされていないですとか、労働環境が整っていないですとか、そういったことがあるのかもしれない。ちょっとすいません、具体的などころはちょっとまだ分かりませんので、その辺は後でまた御報告させていただければと思ひます。

あとそれから、一番最初にやることに意義があるというふうな、そういうお話ですけども、一番最初にやるとすれば、当然リスクも伴ひます。なので、まず市民の人たちの安心・安全から含めて、受入れ体制、そういったものがしっかりできて、できれば他の地域の事例ですとか、そういったものを踏まえて、そこから判断していくというやり方が、一番安全なのかなというふうに考えてござひます。なので、何でもかんでも1番だよ、1番がいいんだというふうな、そういう話ではないのかなというふうに思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 何でもかんでも1番という意味ではないんですけど、この三つの問題は、議長言うとおりの、水かけ論になるんで、これでおしまいにしたいんですけど、ぜひとも積極的に進めていただければありがたいと思ひますので、どうかよ

ろしくお願いします。

終わります。

○議長（小松穂積） 15番田井博之議員の質問を終結いたします。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日22日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

午後 1時16分 散 会

